

[お問い合わせ先](#) [サイトマップ](#) [日本語環境でない場合](#)文字サイズ変更 [小](#) [中](#) [大](#)**外務省**
Ministry of Foreign Affairs of Japan[Facebook](#)[友だち追加](#)

国・地域別

目的別

[ホーム](#)[海外安全情報](#)[海外旅行](#)[海外出張／ビジネス](#)[海外留学／海外修学旅行](#)[海外生活](#)[ホーム](#) > [危険情報詳細](#)

危険情報

本情報は2020年03月12日（日本時間）現在有効です。

欧州各国に対する感染症危険情報の発出（一部地域のレベル引き上げ）（新規）

「感染症危険情報」とは？

更新日 2020年03月12日

危険レベル・ポイント

1 スイス

●ティチーノ州

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（引き上げ）

●その他の地域

レベル1：十分注意してください。（継続）

2 スペイン

●マドリード州, バスク州及びラ・リオハ州

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（引き上げ）

●その他の地域

レベル1：十分注意してください。（継続）

3 アイスランド, オーストリア, オランダ, スウェーデン, スロベニア, デンマーク, ノルウェー, ベルギー, モナコ, リヒテンシュタイン, アンドラ, ルクセンブルク

●全土

レベル1：十分注意してください。（新規）

4 ドイツ, フランス

●全土

レベル1：十分注意してください。（継続）

感染がさらに拡大する可能性があるので、最新情報を入手し、感染予防に努めてください。

詳細

1 スイス（一部地域（ティチーノ州）のレベル引き上げ）

スイスでは、3月11日（現地時間）時点で新型コロナウイルス感染症例が612例報告されています。感染者の多くは北イタリアと国境を接するティチーノ州等で報告されています。同州では同日時点で128例が報告されており、引き続き感染が増加傾向にあるとともに、同国の他の地域と比べて1万人当たりの感染者数も高い状況となっています。このような状況も含め、様々な状況を総合的に勘案し、スイス・ティチーノ州に発出している感染症危険情報をレベル2（不要不急の渡航は止めてください）に引き上げます。なお、同国のその他の地域につ

いてはレベル1（十分注意してください）を継続します。

2 ス페인（一部地域（マドリード州、バスク州及びラ・リオハ州）のレベル引き上げ）

スペインでは、3月11日（現地時間）時点で新型コロナウイルス感染症例が2,128例報告されています。特に、同日時点で、マドリード州で1,024例、バスク州で225例、ラ・リオハ州で179例が報告されており、同月10日までに同国保健省はマドリード州及びラ・リオハ州の全域並びにバスク州の一部を「ハイレベル感染地域」に指定しています。これらの州では引き続き感染が増加傾向にあるとともに、同国の他の地域と比べて1万人当たりの感染者数も高い状況となっています。このような状況も含め、様々な状況を総合的に勘案し、スペイン・マドリード州、バスク州及びラ・リオハ州に発出している感染症危険情報をレベル2（不要不急の渡航は止めてください）に引き上げます。なお、同国のその他の地域についてはレベル1（十分注意してください）を継続します。

3 アイスランド、オーストリア、オランダ、スウェーデン、スロベニア、デンマーク、ノルウェー、ベルギー、モナコ、リヒテンシュタイン、アンドラ、ルクセンブルク（新規）

(1) アンドラ及びルクセンブルクを除くこれらの国では、感染が拡大しており、1万人当たりの感染者数が高い傾向にあります。引き続き感染状況には十分な注意が必要です。

(2) アンドラ及びルクセンブルクについては、上記(1)の国々と国境を隣接するという地理的要因等に鑑みれば、十分な注意が必要です。

(3) このような状況も含め、様々な状況を総合的に勘案し、これらの国に対して感染症危険情報レベル1（十分注意してください）を発出します。

4 ドイツ及びフランス

ドイツ及びフランスにおいては、3月9日、感染症危険情報レベル1を発出しており、引き続きレベル1（十分注意してください）を継続します。

5 在留邦人及び渡航者の皆様におかれては、感染の更なる拡大の可能性も念頭に、現地の最新情報の収集と感染予防に万全を期してください。

【在留届及び「たびレジ」への登録のお願い】

海外渡航前には、万が一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

(詳細は<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 4475

○海外安全ホームページ：

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

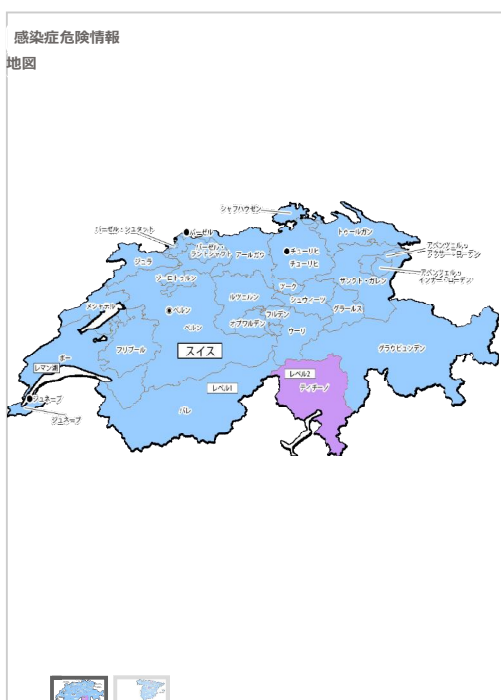
<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(現地在外公館連絡先)

欧州の在外公館は、以下の外務省ホームページをご参照ください。

○外務省ホームページ：在外公館リスト

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>



[戻る](#)



周辺国・地域表示

[法的事項](#) | [プライバシー・ポリシー](#) | [ご意見・ご感想](#)

Copyright © 2018 Ministry of Foreign Affairs of Japan

外務省 〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1 [地図](#) 電話（代表）03-3580-3311 法人番号 9000012040001